

「国定公園内における許可、届出等の取扱要領」の 一部改正について

平成29年5月19日

自 然 公 園 班

1 本取扱要領及び改正の背景について

県は、自然公園法に規定する国定公園内の特別地域、普通地域等において行う行為に関する許可及び届出等に関しては、同法及び同法施行規則の規定によるもののほか、本取扱要領で定めている。

本取扱要領を精査したところ、自然公園法施行規則改正に伴う条項のずれ、その他用語の整理をするため、所与の改正（修正）を行うものである。

2 パブリックコメントについて

千葉県行政手続条例第38条第4項第8号（軽微な訂正の場合）の規定により、不要。ただし、同条例第42条第5項（意見公募を実施しなかった場合の公示の義務）の規定に基づき、公にする必要があり、HP及び各土木事務所の窓口で公開する。